

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月28日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第 1 号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和36年広島県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 交通機動隊員等の項の次に次のように加える。

警備出動隊員	略 帽	1 個	24月
	出 動 服	1 着	36月
	出 動 服 用 ベ ル ト	1 個	36月
	警 備 靴	1 足	12月
	ヘ ル メ ッ ト	1 個	36月

別表第 1 地域警察官の項中「警 笛 く さ り」を「警 笛 鎖」に改め、同表警備出動隊員の項を削る。

附 則

この公安委員会規則は、平成31年 2 月 1 日から施行する。